

個人情報の提供・使用に関する同意書兼反社会的勢力でないことの表明・確約書

令和 年 月 日

春日市商工会 御中

代表者氏名 _____ 印

- ・以下のプライバシーポリシーを確認し、個人情報の提供・使用について同意いたします。
- ・反社会的勢力でないことに関し以下の内容を確認し、表明・確約いたします。

I. 個人情報保護に対する基本姿勢（プライバシーポリシー）

(1) 関係法令・ガイドライン等の遵守について

春日市商工会（以下、「本会」）は、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）、ならびに番号法に基づき特定個人情報保護委員会が公開する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（ガイドライン）を遵守し、個人情報および特定個人情報等の適正な取扱いに努めます。

以下に定める個人情報の取扱いに係わらず、特定個人情報等に関しては番号法およびガイドラインに従って取扱います。

(2) 個人情報の取得について

本会は、適正かつ公正な手段によって、個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、事業所名、業種、従業員数、資本金、売上高、相談指導情報等）を取得いたします。

(3) 個人情報の管理について

- ① 本会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。
- ② 本会は、個人情報の紛失、破壊、改竄および漏洩などを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- ③ 本会は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等によりこれを漏洩させません。

(4) 個人情報の利用について

取得した個人情報は、本会が行う経営改善普及事業及び地域振興に係る次の業務における必要な範囲に限り、商工会および広域連携する商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会で共同利用いたします。

- ① 小規模事業者等に対する、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、記帳機械化等の相談・指導ならびに講習会等を実施する上での計画、遂行、連絡
- ② 総会や検定試験等の開催案内等
- ③ 産業祭・物産展等地域振興に係る事業を実施するうえでの計画、遂行、連絡
- ④ 国や県、市町村に向けた中小企業政策提言資料の作成
- ⑤ その他、商工会法第11条の定める事業に係る業務

上記以外の目的で利用する必要がある場合には、あらかじめご本人の承諾を得ることを前提といたします。

また、収集した個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行ったうえ、個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう適正な監督を行います。

(5) 個人情報の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

(6) 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等について

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応いたします。

(7) 組織・体制

- ① 本会は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。
- ② 本会は、職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務及び退職後における個人情報の適正な取扱いを徹底いたします。

(8) 個人情報保護に係る仕組みの策定・実施・維持・改善

本会は、個人情報の保護のため、法令を遵守し、取り扱い手順を定め、これを本会職員その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善いたします。

(9) 安全管理措置に関する事項

本会は、特定個人情報等に関しては番号法およびガイドラインに沿った安全管理措置を行います。

(10) 質問および苦情処理の窓口

【春日市商工会】住 所	春日市伯玄町2丁目24番地
電話番号	092-581-1407
F A X	092-575-0702
MA I L	kasuga@shokokai.ne.jp

II. 反社会的勢力でないことの表明・確約

1 私は、現在、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (7) その他これらに準ずる者
- (8) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ① 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人等
 - ② 暴力団員が実質的に運営している法人等
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 融資斡旋に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴会の信用を毀損し、または貴会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

福岡県では、平成24年2月1日付けで暴力団排除条例が改正され、同年4月1日には全ての事業者において契約書に暴力団排除条項を追加することが義務づけられました。

上記はこのことを受け、反社会的勢力でないことの表明・確約書の提出をお願いするものです。